年旧措置法第68条の79若しくは第3項又は平旧措置法第68条の80（年旧措置法第68条の78の表の第5号）	10361
の79第1項若しくは第は第68条の80（第68条1項の表の第5号）	10539

」

とあるのは

「

平成26年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は平成26年旧措置法第68条の80（平成26年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号）	10361

」

とする。

○財務省令第四十三号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、地方法人税法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第一条　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「地方法人税法施行令」の下に「（以下「令」という。）」を加え、同条第二項第三号中「（法第二条第六号に規定する連結親法人をいう。）」を削り、同条を第八条とする。

第六条に次の一項を加える。

2　法第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条に次の一項を加える。

2　地方法人税確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表二付表まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第四条を第五条とする。

第三条に次の一項を加える。

2　法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載する地方法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表二付表まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第三条を第四条とする。

第二条第二号中「法第二条第三号に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第二条を第三条とする。

第一条中「地方法人税法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二号中「法第二条第二号に規定する」を削り、同条第三号中「（法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第十六条第一項各号に掲げる事項を記載する地方法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表三から別表三付表三までに定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（定義）

第一条　この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「被合併法人」、「合併法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「連結法人」、「適格合併」、「連結事業年度」、「地方法人税中間申告書」、「地方法人税確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「更正」、「還付加算金」又は「課税事業年度」とは、それぞれ地方法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第八号まで、第十号、第十三号、第十五号から第十八号まで、第二十号若しくは第二十三号又は第七条に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、被合併法人、合併法人、連結親法人、連結子法人、連結法人、適格合併、連結事業年度、地方法人税中間申告書、地方法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、更正、還付加算金又は課税事業年度をいう。

本則に次の一条を加える。

（申告書の書式の特例）

第九条　国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

2　国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十八条の規定により同令別表一㈠から別表十九までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第七条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一㈠から別表十九までの各表の書式によることができる。

附則の次に別表として次の八表を加える。